

厚岸町規則第9号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

厚岸町長 若狭 靖

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(厚岸町情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 厚岸町情報公開条例施行規則（平成12年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(厚岸町個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 厚岸町個人情報保護条例施行規則（平成17年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「同条第2項」を「条例第7条第2項」に改める。

別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第11号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

(厚岸町特定個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 厚岸町特定個人情報保護条例施行規則（平成27年厚岸町規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第12号、別記様式

第13号及び別記様式第18号中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(厚岸町地区コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第4条 厚岸町地区コミュニティセンター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第5条 厚岸町職員の給与の支給に関する規則(平成22年厚岸町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第21条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

別記様式第5号中「60日以内に、町長に対し不服申立て」を「3か月以内に、厚岸町長に対し審査請求」に、「60日を」を「3か月を」に改める。

(厚岸町地区集会所条例施行規則の一部改正)

第6条 厚岸町地区集会所条例施行規則(平成13年厚岸町規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町住の江山の手地区集会所条例施行規則の一部改正)

第7条 厚岸町住の江山の手地区集会所条例施行規則(平成18年厚岸町規則第26号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町宮園鉄北地区集会所条例施行規則の一部改正)

第8条 厚岸町宮園鉄北地区集会所条例施行規則（平成24年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則の一部改正)

第9条 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則（平成22年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町生活館条例施行規則の一部改正)

第10条 厚岸町生活館条例施行規則（平成13年厚岸町規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町生活改善センター条例施行規則の一部改正)

第11条 厚岸町生活改善センター条例施行規則（平成18年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日以内に、町長」を「3か月以内に、厚岸町長」に改める。

(厚岸町出産祝金支給規則の一部改正)

第12条 厚岸町出産祝金支給規則（平成19年厚岸町規則第6号）の一部を次のように

改正する。

別記様式第3号中

「 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

「 なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、先の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、先の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町立保育所条例施行規則の一部改正)

第13条 厚岸町立保育所条例施行規則(昭和62年厚岸町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「の各号」を「各号」に改める。

別記様式第3号中

「 なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

別記様式第5号中

「本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。」

「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（厚岸町立へき地保育所規則の一部改正）

第14条 厚岸町立へき地保育所規則（昭和49年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「
なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。
」

「
この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
」

に改める。

別記様式第5号中

「
本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。
」

「
この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
」

に改める。

(厚岸町児童館条例施行規則の一部改正)

第15条 厚岸町児童館条例施行規則(平成6年厚岸町規則第9号)の一部を次のよう

に改正する。

別記第3号様式中

備考

を

備考	1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
----	---

に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第12条関係）

厚岸町児童館使用に伴う実費相当額
減免（承認・却下）通知書

年 月 日

様

厚岸町長



年 月 日申請のあった厚岸町児童館（ ）の使用承認申請に伴う
実費相当額については、厚岸町児童館条例施行規則第12条第2項の規定により（承認・却
下）するので通知します。

使用責任者	住 所		集合 予定 人数	名		
	氏 名					
減免・却下 実費相当額	合計 円					
減免・却下 の 事 由						
備 考	1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					

(厚岸町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第16条 厚岸町子ども・子育て支援法施行細則（平成27年厚岸町規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

「 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の異議申し立てに係る決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、提起することができます。」

を

「 なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、先の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、先の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

別記様式第6号及び別記様式第8号中「60日」を「3か月」に改め、「異議申し立てする」を「厚岸町長に対し審査請求をする」に改める。

別記様式第11号中

「 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の異議申し立てに係る決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、提起することができます。」

を

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号中

2. 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の異議申し立てに係る決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、提起することができます。

を

2. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記様式第24号中

本決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定についての異議申し立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、提起することができます。

「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

（厚岸町老人福祉施設入所等措置事務取扱規則の一部改正）

第17条 厚岸町老人福祉施設入所等措置事務取扱規則（平成5年厚岸町規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号から別記様式第10号まで及び別記様式第13号中「（この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して、異議の申し立てをすることができます。）」

を

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求を

した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

(厚岸町老人福祉施設費用徴収条例施行規則の一部改正)

第18条 厚岸町老人福祉施設費用徴収条例施行規則(平成5年厚岸町規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

第13条中「厚岸町財務規則」を「厚岸町財務規則(平成18年厚岸町規則第28号)」に改める。

第16条を削る。

第17条第2項中「同条第3項」を「地方自治法第231条の3第3項」に改め、同条第3項中「同法施行令」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別記第3号様式中「この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対し、異議申立てをすることができます。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの

訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

別記第6号様式中「この処分に不服があるときは、行政不服審査法第14条第1項の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対し、異議申立てをすることができます。」

を

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

(厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部改正)

第19条 厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則(平成15年厚岸町規則第37号)
の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第7条第19項」を「第8条第25項」に、同条第6号中「第30条
第1項」を「法第30条第1項」に改める。

別記様式第4号中

	5 その他 ()
--	-----------

を

	5 その他 ()
--	-----------

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求を

した場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

(厚岸町福祉電話貸与事業実施規則の一部改正)

第20条 厚岸町福祉電話貸与事業実施規則(平成2年厚岸町規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「2 申請却下とします。

理由

を

「2 申請却下とします。

理由

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1

年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

別記第4号様式中

取 消 理 由	3 その他 ()
---------	-----------

を

取 消 理 由	3 その他 ()
---------	-----------

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

(厚岸町在宅福祉機器貸与規則の一部改正)

第21条 厚岸町在宅福祉機器貸与規則（平成3年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「2 申請却下とします。

理由

を

「2 申請却下とします。

理由

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

別記第4号様式中

取 消 理 由	3 その他 ()
---------	-----------

を

取 消 理 由	3 その他 ()
---------	-----------

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

（厚岸町高齢者日常生活用具給付等事業実施規則の一部改正）

第22条 厚岸町高齢者日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第62号）

の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
---	-------------------------	----

」

を

「

A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
---	---------------------------------------	----

」

に改める。

別記様式第5号中

「却下の理由

を

「却下の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す

ることが認められる場合があります。」
に改める。

別記様式第8号様式中

中止理由	3 その他
------	-------

を

中止理由	3 その他
------	-------

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

(厚岸町介護予防・生活支援事業条例施行規則の一部改正)

第23条 厚岸町介護予防・生活支援事業条例施行規則（平成13年厚岸町規則第5号）
の一部を次のように改正する。

別記第20号様式中

「1 理 由

」

を

「理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場

合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

（厚岸町地域生活支援事業条例施行規則の一部改正）

第24条 厚岸町地域生活支援事業条例施行規則（平成18年厚岸町規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

地域生活支援事業利用申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日申請の地域生活支援事業の利用について、次の理由により利用の決定をできませんので通知します。

1 理由

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町障害者等コミュニケーション支援事業実施規則の一部改正）

第25条 厚岸町障害者等コミュニケーション支援事業実施規則（平成18年厚岸町規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第7条関係）

コミュニケーション支援事業利用申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日申請のコミュニケーション支援事業の利用について、次の理由により利用の決定をできませんので通知します。

1 理由

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくな

ります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部改正）

第26条 厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別記様式第3号中「教示事項」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第5号中「不服申立て及び取消訴訟」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

（厚岸町障害児援護旅費助成規則の一部改正）

第27条 厚岸町障害児援護旅費助成規則（平成21年厚岸町規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第7条関係）

厚岸町障害児援護旅費助成決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった厚岸町障害児援護旅費助成申請について、次のとおり決定（却下）をしたので通知します。

記

決 定 事 項	助成決定 ・ 助成却下
申 請 者 氏 名	
助 成 金 額	円
決 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日
支 払 年 月 日	年 月 日
支 払 方 法	指定の口座に振り込みます。
却 下 の 理 由	

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町障害児通園交通費助成規則の一部改正）

第28条 厚岸町障害児通園交通費助成規則（平成21年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第5条関係）

厚岸町障害児通園交通費助成決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった厚岸町障害児通園交通費助成申請について、次のとおり決定（却下）をしたので通知します。

記

決 定 事 項	助成決定 ・ 助成却下
---------	-------------

申請者氏名	
助成金額	円
決定期間	年 月 日～ 年 月 日
支払年月日	年 月 日
支払方法	指定の口座に振り込みます。
却下の理由	

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(知的障害者福祉法施行に関する規則の一部改正)

第29条 知的障害者福祉法施行規則（平成14年厚岸町規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「施行規則第39条」を「施行規則第1条」に改める。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第8条関係）

費用徴収額決定・変更通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

印

知的障害者援護施設入所者に係る知的障害者福祉法第16条に規定する措置に要する費用について、同法第27条に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

記

入所者氏名	
施設名	

費用徴収額	平成	年	月分	円
	平成	年	月分から 月額	円
理 由				

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第30条 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和54年厚岸町規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

精神障害者医療費助成受給資格者登録却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日申請の精神障害者医療費助成受給資格者の登録について、次の理由により登録を認定できませんので通知します。

1 理由

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、

その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成規則の一部改正)

第31条 厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成規則(平成12年厚岸町規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請あった厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成申請については、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成する。 助成金額 円
- 2 却下する。
- (理由)

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町墓地及び霊園条例施行規則の一部改正)

第32条 厚岸町墓地及び霊園条例施行規則（平成5年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「厚岸町墓地の霊園条例」を「厚岸町墓地及び霊園条例」に改める。

別記第11号様式及び別記第14号様式中「2 申請を却下します。
理由」を

「2 申請を却下します。

理由

3 教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して
3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。」
に改める。

(厚岸町木工センター条例施行規則の一部改正)

第33条 厚岸町木工センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に、「町長に」を「厚岸町長に」に改める。

(厚岸町農業農村活性化施設条例施行規則の一部改正)

第34条 厚岸町農業農村活性化施設条例施行規則（平成13年厚岸町規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町太田活性化施設条例施行規則の一部改正)

第35条 厚岸町太田活性化施設条例施行規則（平成27年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町漁村環境改善総合センター条例施行規則の一部改正)

第36条 厚岸町漁村環境改善総合センター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町床潭地区漁村センター条例施行規則の一部改正)

第37条 厚岸町床潭地区漁村センター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則の一部改正)

第38条 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則(平成18年厚岸町規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に改める。

(厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則の一部改正)

第39条 厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則(平成13年厚岸町規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「町長に」を「厚岸町長に」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。